

令和7年度 仙台市障害者施策推進協議会（第2回）議事録

1 日 時 令和7年9月24日（水曜日）18：30～20：00

2 場 所 オンワード桜山仙台ビル 10階

3 出 席 三浦（剛）委員，佐藤委員，伊藤委員，大志田委員，小野委員，鑑委員，佐々木（洋）委員，柴田委員，菅原委員，高橋（勝）委員，高橋（芳）委員，高橋（秀）委員，三浦（か）委員，柳委員

※欠席：鹿野委員，佐々木（寛）委員，高橋（美）委員，西尾委員，早坂委員，山下委員

[事務局]水野障害福祉部長，都丸相談支援担当部長，坂井障害企画課長，永廣障害福祉サービス調整担当課長，宍戸障害者支援課長，佐藤障害者支援課精神保健福祉担当課長，高橋障害福祉サービス指導課長，井上障害者総合支援センター所長，林精神保健福祉総合センター所長，鳶森北部発達相談支援センター所長，成見北部発達相談支援センター地域支援担当課長，五十嵐南部発達相談支援センター所長，伊藤青葉区障害高齢課長，小林宮城野区障害高齢課長，郷古若林区障害高齢課長，菅原太白区障害高齢課長，中川泉区障害高齢課長，鈴木宮城総合支所障害高齢課長，内藤企画係長，山本助成給付係長，前田社会参加係長，相澤施設支援係長，大森指導第二係長，黒石主任，安部主事，菊地主事，木皿主事，久保田主事

ほか傍聴者2名

4 内 容

（1）開 会

（2）委員挨拶

（3）会長挨拶

会 長 よろしくお願いいいたします。こんばんは。

ようやくというか、急に寒くなりまして、どうぞお体のほうをご自愛くださいま
すようお願いいいたします。

今日も昨年度の事業の評価とか、それから、これから行うモニタリングのことな
んかが議題になるんですけれども、私、現場でも仕事をしていますが、サービスの
メニューはたくさん増えましたよね、ここのところ。特に子どもの仕事なんかして
いると。だけど、本当にそれでいいんでしょうかね。何かサービスありき、ともか
く利用等計画なんかも利用ありきでもって、本当にその方がどういう生活を望んで
いて、そのためにはどういう支援が必要なのかと、そういうことをしっかり考えてい

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

かないと、今日の議題にもあるように就労選択支援とかどんどん新しいのができていって、施策協の役割としてもそういうことの質というか中身というものをきちんと皆さんと考えていかなければいけないなという思いを特に強くしてございます。どうぞ今日もよろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。
(内藤係長) それでは、ここからの進行は会長に進めていただきます。

（4）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より鑑さやか委員の指名があり、承諾を得た。

（5）議事

報告事項

（1）令和7年度障害者保健福祉計画に係る質的モニタリング（調査）の経過報告について

（2）令和6年度障害者保健福祉計画に係る量的モニタリング（監視）の結果について

（3）令和7年10月就労選択支援サービスの開始について

報告事項

（1）令和7年度障害者保健福祉計画に係る質的モニタリング（調査）の経過報告について

会長 それでは、次第の2、議事に入ります。

報告事項（1）令和7年度障害者保健福祉計画に係る質的モニタリング（調査）の経過報告について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 障害企画課、坂井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

（坂井課長） それでは、着座にて報告をさせていただきます。

資料1によりまして、令和7年度仙台市障害者保健福祉計画に係る質的モニタリング（調査）の実施内容についてご報告いたします。

質的モニタリングは、数値目標等の監視だけでは十分に把握し切れない本市における施策の現状と課題について把握することを目的に、ヒアリングを基本として行う調査でございます。前回の第1回協議会では、調査の概要についてご説明をし、了承をいただいたところでございました。その後、事務局で検討の上、令和7年度と8年度の2か年で、計画に掲げる5つの基本方針について調査を実施することとし、調査内容にありますとおり、令和7年度は基本方針1、2、5について、8年度は3と4について、ヒアリングを行わせていただくことといたしました。

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

項目2番、基本方針ごとの調査対象者と聴き取り項目のうち、主なものを掲げております。項目につきましては、委員の皆様に対し、9月初旬に事務局の案に対する意見照会をさせていただき、その中でいただきましたご意見も踏まえながら、項目を定めたところでございます。

基本方針1につきましては、障害理解の促進に関するを中心、障害理解やインクルージョン推進の状況、障害理解センター養成研修の状況などについて、センター養成研修の当事者講師や研修を受講した企業、学校などを対象に調査をする予定でございます。

基本方針2につきましては、アーチルや児童発達支援センターによる地域の保育所、学校等を訪問しての支援や、子育て・教育分野におけるインクルージョン推進の状況、放課後等デイサービスにおける重症心身障害児や医療的ケア児受入れ促進の状況等について、関係機関の職員を中心に調査をする予定です。

基本方針5につきましては、安心して暮らせる生活環境の整備に関するの中から、重症心身障害者や医療的ケア、強度行動障害など、より手厚い支援が必要な障害のある方の日中活動の場である生活介護事業所の整備や運営支援に係ることについて、事業所職員に聴取するほか、特別な備えが必要な障害のある方の災害時の備えや地域との関係づくりなどについて、当事者やそのご家族などを対象に調査をする予定です。

最後に今後のスケジュールでございます。現在、委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえて詳細な質問内容を作成中でして、その他、調査の日程や具体的な対象について調整をしているところでございます。10月から12月にかけて調査を行い、3月には本協議会で結果を報告する予定です。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、誠に恐れ入りますが、何とぞご協力のほどお願ひいたします。

資料1に関する報告は以上でございます。

会長 ありがとうございます。

ただいま令和7年度障害者保健福祉計画に係る質的モニタリングについて、事務局からご説明をいただきました。

まず、事前質問票をいただいている伊藤ひとみ委員からご意見、ご質問をいただいて、その後、ほかの委員の皆さんからまたご意見をいただきたいと思います。では、伊藤委員、よろしくお願ひします。

伊藤委員 ありがとうございます。

私は、当事者の家族としてこちらの会に参加させていただいております。私の娘は現在33歳で、重症障害者で寝たきりの状態です。27歳までは自宅で私たち家族と一緒に生活をしておりました。28歳になるときに人工呼吸器状態となりまして、ちょっと自宅で見るのは難しいのではないかというお話をいただきまして、現在は山元町の宮城病院様のほうでお世話になっております。

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

では、質問事項に戻らせていただきます。

資料1に対しての私の質問でしたが、基本方針の3と5のところに係ることに関わるのではないかと思って提案させていただきました。

質問を読ませていただきます。

課題や今後の方向性を検討する上でも、実際に障害のある障害児者が日々の生活の中で最も身近にいるのが私たち家族です。ですが、私たち家族を支えてくださっているのは、訪問看護師さんや訪問ヘルパーさんの方々だと強く感じております。私たち家族も家庭そのものを支えていただいております。ヘルパーさんやその看護師さんの存在はとても重要ですので、問題点を障害児者個々の生活、障害児者それぞれのご家庭から問題点をいただくというのは、数が多過ぎてとてもじゃないけれども大変だと思うんですが、その私たちの意見を集約させていただいている場所がヘルパーステーションとか訪問看護ステーションなのではないかなと思いました。

なので、そうした方々の現場の声をモニタリングの対象に加えるということで、新しい視点とか実効性のある改善策が見えてくるのではないかと思いまして、ご提案させていただきました。今後のモニタリング項目の検討において、そういった団体様を対象に含める可能性について、ご見解を伺えたらうれしいです。

会長 どうもありがとうございます。

訪問看護ステーションとかヘルパーステーションとかにモニタリングの対象をあげたらどうかという、そういうご意見ですけれども、事務局からお答えいただけますか。

事務局 障害企画課、坂井でございます。

貴重なご意見ありがとうございました。質的モニタリングの趣旨に照らしまして、ヘルパーさんですか、日々障害のある方を直接支援されている職員さんへのヒアリングというのは大変重要であると考えております。

先ほどのご報告で、令和8年度に基本方針3「地域での安定した生活を支援する体制の充実」についてヒアリングを行う予定とさせていただいておりましたが、この基本方針の中に生活支援という取組項目がありまして、障害のある方が地域で安全に安心して生活できる環境の整備について、その課題や改善点について聞き取り調査をするということで想定をしております。次年度の質的モニタリングの対象団体の選定に当たりましては、今回伊藤委員からいただいたご意見も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

会長 どうもありがとうございます。

次年度の基本方針3のところのモニタリングの対象として検討していくといふことでよろしいでしょうか。ほかにはいいですか。ありがとうございます。

ほかに委員の方からご質問やご意見ございますか。柴田委員。

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

柴田委員 宮城県自閉症協会の柴田です。よろしくお願ひいたします。

今、伊藤委員のほうからもありましたけれども、やはりいろいろ安心して暮らせる生活環境の整備ということで、これは誰が安心して暮らせるのかというと、やはり障害を持っている当事者でしたり周りの家族でしたり、その方たちが中心になると思うんですけども、基本方針5の質問内容のところで、当事者、家族のところに、災害時にということが含まれているんですね。災害時にというのは、多分今回フォーカスして、これがとても大事だということで質問内容に入れているんだろうと思いますけれども、やはり当事者や家族などが安心して暮らせるというのは、災害時だけではなくて、毎日生活する上での安心ということになると思いますので、その質問内容に、フォーカスするところと、それからそれ以外の毎日の日々の暮らしということも入れていただければと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。

柴田委員から基本方針5の当事者、家族というところ、災害時という表現がされているけれども、災害時だけじゃなくてというところを少し強調できないかということなんですが、いかがですか。

事務局 障害企画課、坂井でございます。

(坂井課長) ご意見ありがとうございます。こちらの今回のモニタリングの項目につきましては、障害者保健福祉計画に基づいた取組の実施状況について調査をしていくということが趣旨になります。計画に位置づけられた防災関係のところについては、施策項目ですとか重点取組として掲げさせていただいておりまして、個別避難計画の作成や人工呼吸器装着児者をはじめとする特別な備えが必要な方の災害時の個別計画作成の推進について、計画に基づいて取組を進めるということにさせていただいておりまして、そちらの実施状況についてご意見をいただくというのが主眼とはさせていただいているところでございます。

ただ、ヒアリングの中で、特に当事者の方にご意見をいただく場面で、各委員さんのほうで生活の中での状況などについてもご質問等を、定められた質問項目以外にも委員さんで確認できるところがあれば質問していただければなとは考えてございます。

会長 よろしいですか。柴田委員。

柴田委員 フォーカスしなければいけないということも分かっていますけれども、いろいろな障害がある方々がいますので、その辺を心に置いて、質問をしたり、それから考えたりしていただきたいなという思いで発言させていただきました。ありがとうございます。

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

会長 ありがとうございます。

インタビューになるので、アンケートみたいに聞かれたことだけに答えるという以外に、お話しitただく内容からいろいろとその後分析していくということにもなると思いますので、今、事務局からお答えがあったように、ここにはフォーカスはするけれども、生活全般に対する思いなんかもご回答の中から出てくるだろうという、モニタリングのためのインタビューになるかなということだと思うし、あと、ほかの市町村なんかで、サービス等利用計画と災害時避難計画を一体化するというようなことも随分始まっているところがありますものね。だから、やはり生活全体ということを見るようになると思いますので、このあたり、今年度のインタビューに関しても少し気に留めて実施できればと思います。

そのほかいかがですか。よろしいですか。

そうしたら、また最後に感想なんかも含めていろいろご意見等を伺うと思っておりますので、先に進めさせていただきたいと思います。

(2) 令和6年度障害者保健福祉計画に係る量的モニタリング（監視）の結果について

会長 それでは、報告事項（2）令和6年度障害者保健福祉計画に係る量的モニタリング（監視）の結果について、事務局からご説明をお願いします。

事務局 障害企画課、坂井でございます。

（坂井課長） それでは、資料2－1から2－4によりまして、令和6年度仙台市障害者保健福祉計画に係る量的モニタリング（監視）の結果についてご報告をいたします。

途中、資料2－3につきましては、事前に佐々木洋委員から、令和6年度の見込量と実績の差が大きい項目の分析についてご質問いただいておりますけれども、そちらの回答も含めた形で報告をさせていただきます。

なお、佐々木洋委員におかれましては、なおご質問がある場合はご質問を頂戴できればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず資料2－1をご覧ください。

仙台市障害者保健福祉計画の令和6年度評価シートでございます。

初めに、3ページをご覧ください。

参考としまして、計画に定めた5つの基本方針と、基本方針ごとのアウトカム指標を記載しております。アウトカム指標というのは、仙台市で行っている施策が目的に向かってよい方向に進んでいるかの指標として定めたもので、それぞれ指標の欄に記載の事項がございますけれども、こちらについて、令和11年度末に、基準値の欄に記載がされている数値、こちらを上回ることを目標としております。こちらの評価は6年ごととしておりまして、令和10年度に障害者等保健福祉基礎調査、こちらを実施しまして、その結果を踏まえて11年度に評価をする予定でご

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

ざいます。

続きまして、4ページをご覧ください。

こちらからがアウトプット指標、それぞれ行った施策ごとの評価になります、今回の報告事項になります。1つの基本方針につき3から5つの指標がございますが、1つの指標につき1ページの評価シートとしまして、昨年度の実績値や実績の詳細、評価や課題等を記載してございます。

そして、資料の最後にA3の資料を綴じてございますけれども、こちらについては、それまでに報告された事項、各指標と実績値を一覧にした資料としてございますので、後ほどご参照ください。

内容につきましては、分量が多いのかいつまんで報告をさせていただきますけれども、7ページ、8ページに掲載しております児童発達支援センターによる支援ですとか、9ページの保育所等訪問支援事業所による支援、23ページにあります生活介護事業所の定員数の指標で、6年度の数値目標に到達しなかった項目がございましたが、その他の項目は目標を達成しております。詳しくは後ほどご高覧いただければと思います。

続きまして、資料2-2をご覧ください。

第7期「仙台市障害福祉計画」及び第3期「仙台市障害児福祉計画」の令和6年度の実績でございます。

こちらは国の基本指針に基づく項目ごとに、基本指針に示された考え方や前期計画の実績、本市の施策の動向を踏まえ、成果目標の欄に記載の目標を定めまして、令和8年度までの数値目標を設定して計画に位置づけているんですけれども、そのうち令和6年度の目標と、それに対する令和6年度の実績、あと参考までに5年度の実績を記載したものでございます。

内容についてかいつまんで報告いたしますと、先ほど報告しました項目のほか、4ページの3の(7)就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合などで6年度の目標に到達しない項目がございましたが、その他の項目につきましては目標を達成しております。例えばですけれども、3ページの(2)と(3)でございますが、就労移行支援事業所から一般就労への移行者数や、一般就労への移行者割合5割以上の事業所の割合などにつきましては、実績が目標を上回りました。これは、就労移行支援事業所さんのお力によるところ、また、令和6年4月から障害者雇用の法定雇用率が引上げになっておりまして、企業さんなどの雇用側の機運の高まり、こういったものも大きいと考えておりますが、その他、仙台市障害者就労支援センター、通称はたらポート仙台における就労移行支援事業所の機能向上に係る取組、こういったものを幾つかやっておりまして、そういうものも貢献しているのかなと考えております。その他につきましては、後ほどご高覧ください。

続きまして、資料2-3をご覧ください。

こちらは、先ほどご覧いただきました成果目標達成のために、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量や事業の実施回数等を見込量として令和6年度から8年度

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

の各年度、定めておりますが、そのうち令和6年度の見込量と実績について記載したものでございます。

内容が多くございまして、主な実績概要をまとめたのが、続いての資料、資料2－4になります。A4横の資料でございます。こちらに沿って、主要な部分、ご報告をさせていただきます。

なお、ページの紹介につきましては、おめくりいただきて、スライドの左下に番号が書いてございます。枠外に左下に番号が書いてございますが、こちらの番号でご案内をさせていただきます。

まず、スライド番号2番、居宅介護の利用時間でございます。令和6年度の実績が見込みを下回っておりますが、こちらは、新型コロナ感染症が5類に移行して外出の機会が増え、在宅で過ごす時間が減ったことによるものと考えてございます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、スライドの8番と9番でございますが、生活介護の利用日数及び利用者数です。令和6年度の実績が見込みを下回っておりますが、こちらは令和4年度時点の利用調整状況や開設予定施設の定員増も踏まえ目標を設定したものの、利用者が想定ほど伸びなかつたことが要因と考えてございます。

続きまして、次のページ、スライドの11番と12番、就労移行支援の実績でございます。令和6年度に利用日数、利用者数ともに見込みを上回り、前年度より増加をしておりますが、こちらは令和6年度から8年度の見込量を令和4年度の実績を基に算出していることですか、事業所の新規指定、あと手帳所持者数の増加、あと先ほど申しました令和6年4月からの法定雇用率の引上げによる雇用側の機運の高まり、こういったものが要因としてあると考えてございます。

続きまして、スライドの20番から22番をご覧いただければと思います。短期入所についてでございます。利用日数、利用者数ともに実績が見込みをやや上回っておりますが、こちらにつきましては、障害福祉サービスのニーズの高まりに合わせて短期入所事業所数が増加傾向にあることや、新型コロナ感染症が5類に移行したことで外出への抵抗感が減少したことによるものと考えております。

続きまして、スライドの24番、施設入所支援でございます。令和6年度におきましては実績が見込みを若干下回ってございます。

最後に、スライドの34番をご覧いただければと思います。日常生活用具等給付事業の給付件数ですが、令和6年度におきましては実績が見込みを上回っております。これはストーマなどの排泄管理支援用具の給付件数が多く、かつ、令和6年度の実績が見込みを上回ったのが主な要因と考えております。

その他の実績につきましては、大変恐縮ですが資料3に戻りまして、幾つか触れさせていただきます。

まず、1ページ目にございます同行援護、上から3番目の同行援護でございますが、令和6年度の見込量を5年度の実績より高くしたものの、6年度の実績見込みを下回っておりますが、こちらにつきましては、一過性のものなのか構造的なもの

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

なのか現時点では計りかねるところでございまして、今年度の状況も見ながら判断してまいりたいと考えております。

その下、行動援護につきましては、実績が見込みを大きく上回ってございますが、これは短期入所と同様に、コロナ感染症の5類移行により、外出への抵抗感が減少したことによるものと考えております。

また、ページをおめくりいただきまして、2ページ目の整理番号5番でございますが、自立訓練のうち生活訓練でございますが、令和6年度の見込量を5年度の実績より低くしたもの、逆に6年度実績が5年度を大きく上回っているところでございます。こちらにつきましては、宿泊型の指定管理施設におきまして、新規利用者が当初の見込みを大きく上回ったことによるものと考えております。

そのほかにつきましては、後ほどご高覧いただければと思います。

今後とも、これらの監視結果も踏まえながら、適切に施策を運営してまいりたいと考えております。

以上、資料2－1から2－4に関する報告を終わらせていただきます。

会長 ありがとうございます。

少しボリュームがあって大変なところでもあるんですけども、事前質問票をいただいていまして、佐々木洋委員からの事前質問票の2つ目のほうは今の報告の中に少し入れていただき、もうお一方、高橋勝彦委員からいただいている事前質問票のほうから検討していきたいと思いますが、高橋勝彦委員、お願ひいたします。

高橋（勝）委員 わらしべ舎の高橋です。よろしくお願ひいたします。

質問ということではないんですが、資料2－1の4ページ目になるんですが、基本方針1の「共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進」ということで、実績値は目標値を1回上回っておるんですが、それはそれでよかったですかなと思います。ただ、課題の中に、当事者講師のうち、知的障害のある方や医療的ケア児者の講師登録がない状況であるというような課題が載せてあります。やはり当事者の声を聞くというのは障害理解を深める上では大変重要なことだと思いますし、また、当事者自身がやはり皆さん前で自分のことをお話しするというのは、当事者にとっても大変意義のあることだし、なおかつ、話することによって自信にとか、いろいろなこれから社会参加につながっていくのではないかと思っております。

そこで、知的障害者については、ご存じだとは思いますが、本人の会として「つばめの会」というのがありますので、そこに講師の登録ですとか、あるいはこういう研修会のときの派遣依頼というのをお願いしてみてはいかがでしょうかというのが、質問ではございませんけれども、その辺はいかがでしょうかということでございます。

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

会長 ご意見をいただいている、こういう当事者のこういう会に少し働きかけたらということについて、事務局、お答えをお願いします。

事務局 障害企画課、坂井でございます。

(坂井課長) 高橋委員、ご提案のほう誠にありがとうございます。その障害理解センター事業、推進しておりますけれども、ご指摘のとおり、幅広い障害をお持ちの方に当事者講師となっていただいてご自身のご経験などを基にお話をいただくということは、障害理解を進める上で大変重要であると考えております。

こちらでも、これまで知的障害のある方や医療的ケア児者の講師につきましては、内外の関係機関を通して講師の登録について周知や呼びかけを行うなど取組をしておったんですけども、なかなか講師の登録のお話をいただいている、ちょっと確保ができないという状況でございます。その背景としましては、講師としてご自身の経験談をお話しいただける軽度の知的障害のある方につきましては、障害者雇用など社会で活躍いただいている方が多く、センター研修の申込みがある平日日中の時間帯での活動が難しいというご事情があるものと思料しているところでございます。

ご紹介いただいた「つばめの会」さんのお話、大変ありがたいと思っておりますので、講師登録に向けて対応してまいりたいと思いますので、いろいろご協力をいただけるとありがたいかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

高橋（勝）委員 分かりました。

ちなみに、障害者ピアサポート研修というのは県の事業ですけれども、仙台市さんでも県と一緒にこの事業を実施しますということで、昨年度の予算措置がたしかされていらっしゃると思ったんですが、その辺はいかがな状況なんでしょうかね。

会長 では、事務局。

事務局 障害企画課、坂井でございます。

(坂井課長) 障害者ピアセンター研修でございますけれども、8月30、31日に今年度の研修が宮城県のほうで始まったというところでございますけれども、仙台市としましては、今ご指摘のとおり予算措置をしまして、その予算を負担金という形で拠出をして、宮城県と共に実施しているという状況でございます。これまで、講師の受託の事業者さんの選定ですか、研修の実施に係る調整ですか、そういう部分につきましては宮城県と共同で実施してきたところでございまして、今後についても、状況を確認しながら適宜調整して関わっていく予定でございます。

高橋（勝）委員 ありがとうございました。

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

- 会長 どうもありがとうございます。
仙台市のケアマネ研修なんかでも当事者の方にも講師になっていただくようなプログラムも実施していますよね。そのあたりとも少し情報を共有しながら進めなければいいかなと思っています。
- 佐々木委員から、もう1つのほうの事前質問票についてお願ひします。
- 佐々木(洋)委員 仙台市社協の佐々木です。
私の質問は2つあったんですが、先ほど資料2-3のほうはお答えいただきましたので、資料2-1についてご質問いたします。
- 7ページ、8ページ、9ページと相談件数が減少している理由が記載されているんですけども、不安を抱える保護者が多い今日の状況としまして、相談件数が少ないということが、逆に相談に結びついていない人がいるのではないかという懸念がございますので、相談に結びつける取組が今以上に必要ではないかと思います。質問としては、相談件数減少の分析を記載されている以上に進めていただくとともに、今申し上げましたように一層の取組を行っていただきたいと、このように考えております。
- 加えて、11ページと24ページに、在宅の医療ケアのこと、あるいは災害時の個別計画の記述がありますけれども、その対象となる方々、医療ケアを必要とする児童数、これがどのくらいの数字が把握されているのか、今後事業を進めるに当たって、その進捗、何%の方が計画をつくっているのかということを把握するためには全体の数字が必要で、教えていただければなと思いました。以上です。
- 会長 大きく2つですかね。それでは、事務局からお願いできますか。
- 事務局(宍戸課長) 障害者支援課の宍戸です。私からは、前半の部分についてお答えいたします。
まず、7ページ、8ページの児童発達支援センターの支援実績についてです。近年、センター以外の選択肢として民営の児童発達支援事業所が事業所数、利用者数ともにかなり増加傾向を示しており、こういったところに通所されているご家庭については民営の事業所のほうで相談を受けることができるため、センターの実績について、その影響が出ているのではないかと捉えております。詳細については、今後児発センターも含めて本市の就学前療育支援体制のあり方検討を進めることとしておりますので、その中で見ていきたいと考えております。
- 次に9ページの保育所等訪問支援の実績につきましては、事業所数自体は令和5年度よりも増え、実績も伸びたところですが、その事業所数の増加が下半期中心であったため、通年で見ると目標値まで達せなかつたということでございます。
- 事務局 北部発達相談支援センター、地域支援担当の成見です。

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

(成見課長) 後半の在宅の医療的ケアのあるお子さんの数という形ですが、アーチルの相談で把握している、20歳未満になりますけれども、20歳未満の重症心身障害のある方で在宅生活を送られている方の人数は、令和7年4月時点で114名となっております。

事務局 保障者総合支援センター、井上でございます。

(井上所長) 災害時個別計画についてなんですかけれども、現在当センターが把握している災害時個別計画作成済みの児童、大人から子どもまでは全体で139名で、そのうち児童が22名という数字になっております。以上です。

会長 佐々木委員、よろしいですか。

相談の定義もあるかもしれません。相談件数が少ないとこはちょっと実感とは違いますよね。だから、もしかするとサービス提供事業所が増えているので、安い支給がされていて、相談というよりも何かすぐにサービスに結びついてしまってですね。ということは結局、親の都合みたいな、そういうところが強調されてしまうと、本当にサービスが必要かどうかということも含めてやはりもう少し慎重に考えていくという相談の必要性もこういう数字に表れているかななんて思っているんです。ちょっと私の実感としては、出生数が減っているのに、1歳半健診とか3歳児健診後の相談数がすごく増えているんですよね。それで、必ずしもいわゆる障害があるとかという子どもたちではないというケースが多いので、このあたりの数字の解釈の仕方って、ちょっとそのあたりまで踏み込んで考えたらいいのかななんて思って聞いていました。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、量的モニタリングの結果についてはここまでとさせていただいて、次に進ませていただきます。

(3) 令和7年10月就労選択支援サービスの開始について

会長 報告事項の(3)令和7年10月就労選択支援サービスの開始について、事務局から説明をお願いします。

事務局 障害企画課、坂井でございます。

(坂井課長) それでは、資料3-1及び3-2によりまして、就労選択支援サービスの開始についてご報告をさせていただきます。

まず、資料3-1をご覧いただければと思います。

初めに、制度の概要でございます。

就労選択支援は10月から全国で新たに始まる障害福祉サービスとして、障害のある方が、企業等への一般就労だけではなく、就労継続支援や就労移行支援などの

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

いわゆる福祉的就労も含めまして、ご自身にとってどの就労形態が最適なのか、就労アセスメントの手法を活用しながら、ご本人さんが考え、選択することを支援するものでございます。

2番、制度の目的としましては、今申し上げましたご本人の選択の支援に加えまして、就労継続支援を利用する中で就労に関する知識や能力が向上した方などに対して、ご本人様の希望を重視しながら、一般就労など次のステップを選択する機会を提供することもございます。

次に、3番の対象者でございます。

まず、対象者、黒丸のところですけれども、就労移行支援または就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援または就労継続支援を利用している者になります。

下の表にございますとおり、令和7年10月より新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援をあらかじめ利用することとなります。

なお、50歳に達している方や障害基礎年金1級の方、就労経験があり、その後、一般企業に雇用されることが困難になった方などはその必要はありません。

また、表の下の米印以下にありますとおり、近隣に就労選択支援事業所がない場合や、事業所が少なく、待機期間が生じる場合などは、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用が認められます。

そして、その下段でございますが、令和9年4月からは、新たに就労継続支援A型を利用する場合や、就労移行支援を標準利用期間、2年間となっておりますが、こちらを超えて更新しようとする場合も、事前の就労選択支援によるアセスメントが原則必要となる予定でございます。

続きまして、4番、支援内容でございます。

資料3-2、A4横長の資料も併せてご覧いただければと思います。

まず、就労選択支援を利用したいとなりましたら、区役所に対し障害福祉サービスとしての利用申請を行い、支給決定を受けた上で利用が開始となります。

次に、左から2番目の囲みの部分が就労選択支援の基本プロセスになります。利用が始まりましたら、まず、作業場面等を活用したアセスメントを行います。次に、多機関連携によるケース会議では、ご家族や関係機関の意見も聴取し、その後、適宜アセスメント結果に加えた上で、そのアセスメント結果を利用者やご家族、そして、その後の進路先とも共有をしてまいります。この過程の中で本人の強みや課題、特性や配慮事項などを整理をしていき、進路先である事業者等との連絡調整を行います。以上のプロセスにより、利用者の意向を踏まえた、より適切な就労先の選択を目指します。

次に、レジュメのほうに戻りまして、裏面をご覧いただければと思うんですけれども、7番の支給決定期間でございます。

原則1か月となっておりまして、そのほか、例えば自己理解の改善のためなど、1か月以上の時間をかけて作業体験や観察等を行う必要がある場合は、合計2か月

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

まで延長が可能でございます。

最後に、9番、本市の状況でございます。

これまで、6月に市内の障害福祉サービス事業者向けに、また、8月に特別支援学校高等部の進路担当の先生向けに、こちらは高等部卒業後の進路として就労継続支援B型を選択する場合、就労選択支援によるアセスメントが必要になる関係でございましたけれども、それぞれ説明会を開催しております。

また、10月1日付の事業者指定に向けまして、4つの事業者から申請を受け付けているという状況でございまして、そのほかに、意向調査などでは年度内の開設を目指したいというご意向をいただいている事業者さんもございます。

本市といたしましては、サービスが開始になった後も適宜状況を把握し、調整しながら、円滑にサービスが提供されるよう努めてまいりたいと存じます。

資料3-1、3-2に関する報告は以上でございます。

会長 どうもありがとうございます。

委員の皆様からご質問、ご意見ございますか。いかがですか。

こういう事業がもう10月から始まるんですけれども、B型から始まるというところを見ても分かるように、やはり安いB型の利用というんですか、何年か前に直B問題といって、支援学校の高等部から直接B型に行っちゃいけないよと。何でかといったら、ちゃんとアセスメントしないで、障害が重い生徒はもう実習からB型とか生活介護とかに実習にして、そのままもうB型に行くんだというようなことがあって、いや、ちゃんとアセスメントしたらもっと働くということを実現できる人ってもっといっぱいいますよねということから、そういう直接B型に行けないという、そういう規定なんかがあったんですが、それがあまり変わっていないということなんですよね、きっと。だから、B型に安いに、障害のある人の就労というと何か有給雇用と福祉就労と安いに2つに分けてしまって、障害の重い人は福祉就労で、しかもその中でももっと障害の程度によってはB型というような安いアセスメントというかプランニングがされるということに対する一つの反省をしなさいということではないかと思うんですが、ここはだからしっかりと、こういう新しい事業があって、この減算の基準にもあるように、自分のところの就労移行支援に導くような就労選択支援なんかしたら、これ200単位減算だとか言っているけれども、200単位減算されても1日1,000単位ぐらいなんです。ということは、そういう事業所も出てきたりするかもしれない、やはりそういう囲い込みみたいなことにならないように、しっかりと私たちとしても何らかの形でモニタリングしていくかないと、日中活動型グループホームとか、こういう選択支援とか、本当に多様な事業所が参入可能になった福祉サービスなんすけれども、だからこそ逆にしっかりと利用者本位ということをモニタリングしなきゃいけないなということで、これも施策推進協の中でも大きな役割かなと思うんですけども、こういう事業が10月から始まるということです。

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

いかがでしょうか、委員の方から。よろしいですか。小野委員、どうぞ。

小野委員

特定非営利活動法人 S w i t c h の小野でございます。

就労選択支援で私どもの法人のほうで就労移行支援事業所をやっていて、今までも、あまり例は少ないですけれども、B型に行くためのアセスメントという形で依頼されるようなことはありました。

今回のこの就労選択支援が正式になることになって、結構抜け道がやはり多いなというのが印象で、例えば離職した経験がある人はもう働けないということで使えるということなんかを考えると、本当に働くことって、その環境とか、ご本人さんもそのときだからこそそうなったというだけで、次がそうなるということとは本当に全然違うことになるので、やはり数が少し増えていったら、少しこの抜け道的な部分も改正されるべきではないのかなと思ったりしております。

なので、まだ4事業所というところで、結局は現行の事業所の判断で進めていくということが多くなる、当面は、というところになると思いますので、もちろん選択支援を、すみません、うちもやらないんですけども、就労選択支援をやってもらえるような事業所をもちろん増やしていくということを進めながらも、既存の事業所へのモニタリングに対する理解や教育みたいなものも併せて、自分たちの事業所が就労選択支援をやらないからといって、その基準というものがそれぞれに偏りがないように、やはり全体的な、指導という言い方になるか教育という言い方になるのか、その辺が必要なのかなと感じております。以上です。

会長

どうもありがとうございます。

大きな枠組みでいうと、やはりまだ就労支援って個人の能力に焦点が当たっているじゃないですか。だけど、本当は環境に問題があって就労できない。せっかく合理的配慮を私たち受け入れているわけですから、そういう視点から考えて、差別があるから就労できないんだというようなことも頭に入れておかないと、アセスメントと言うけれども、本人の作業能力みたいなところばかりに焦点が当てられてしまうと、ちょっと違ってしまうかなという、そういうところも1つ重要な視点ではないかと思います。小野委員、どうもありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

それでは、就労選択支援サービスの開始についてはここまでとさせていただきます。

(3) その他

会長

最後に、その他でございますけれども、皆さんから何かご連絡等ございますでしょうか。

特になければ、今日ご発言をまだいただいていない委員の方などもいらっしゃい

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

ますので、全体に対する感想とか、もう既に議論が終わったところの項目についてなども含めて、もし何かございましたらご意見やご感想をお願いできればと思いますが。伊藤委員、どうぞ。

伊 藤 委 員 お時間ありがとうございます。

私は、資料2－1、4ページの障害理解センター事業に対してお礼を申し上げたいと思っております。

実は、私は46歳で看護学校に入りました、現在、看護師として働いております。そしてまた、ご縁がありまして、卒業させていただいた仙台市医師会看護専門学校の同窓会の会長をやらせていただいております。そして、今回この仙台市の施策委員という出会いがございまして、そこから障害理解センター養成研修という素敵な研修に出会うことができました。4ページの実績値というところを見ますと、44回という回数で、1回多くてよかったですというご発言も先ほどありましたが、受けさせていただいた私たちから申し上げると、回数ではなく、回数ももちろん大事なんですけれども、人数としてはもっと多くの方に影響を及ぼしていると思いますし、実際に研修を受けた私たちは、研修に来てくださったご本人様からいただく熱い思いとかエネルギーとか、そういうものがとても勉強になりました。

ご説明が逆になってしまったんですけれども、どういうところでこの障害理解センター研修を受けたかと申しますと、私が同窓会長を務める同窓会主催ということで、看護学校の学祭の中で同時開催という形をしました。本来であれば学生にたくさん来ていただいて、いっぱいいっぱい聞いてほしいと思っていたところ、学生は学祭で忙しかったんですね。それで、結局来てくださった方々はどういう方がというと、看護師のOBの方々と、あと地域に住まわれている方々で、大体25人ぐらいでしたかね。本当は80人ぐらいに来ていただこうと思ってそういうお部屋を準備していたんですけども、ちょっと人数的には少ないかなと思ったんですが、その25人の方々から寄せられた意見とか感想というのが、本当にこういう話を聞いてよかったです、今まで気づかなかつたところに気づけた自分がいることがとてもうれしいみたいなご感想もありまして、学校の先生方とか校長とも話をして、今年は学祭ではなく、総会での開催を計画してみようじゃないかと。学生全員にこの障害理解センターの養成研修というのを毎年聞いてほしいね、聞かせてあげたいねというお話になっています。

なので、看護師を目指す学生に対してもとてもいいお話ですし、ぜひぜひ皆様にもお勧めしたいですし、このような機会をくださったことに私は感謝を申し上げたいと思います。以上です。

会 長 サポーター研修事業をもっと広げようというですね。私たちも学校関係者ですけれども、鑑委員、どうですか、大学なんかで。

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

鑑 委 員

東北文化学園大学の鑑と申します。

私どもの大学のところで障害理解サポートー事業を利用したことはないんですけども、昨年度から同行援助のサポートーの講習ということで、実習指導で、社会福祉士と精神保健福祉士を本学では養成していますので、同行援助のサポートーの養成講座を行っている事業所の方に来ていただいて、趣旨とか内容をお話しいただいて、そこで希望がある学生についてはその研修につなげていくということで、毎年大体半分ぐらいの学生さんが、じゃあちょっと興味あるから行ってみようかなということで実際にやって、資格を取って帰ってくるというところがありました。

ただ、いかんせん学生たちも実習があったりとか様々日常的に授業も入っているというところで、実際に同行援助に入れている学生は聞いてみるとそれほど多くはないのかもしれないんですけども、ただ、お話を聞いたり当事者の方と関わったりすることによって、より学びも深まっていますし、障害に対する理解も深まっていくというところで、学生の教育にとっても非常に有意義なことなので、今お話を聞いていて、機会があれば本学でもぜひ来ていただけてお話をしていただく機会がつくれたらなと思ってお聞きしていました。

会 長

どうもありがとうございます。

実習の講師なんかで来ていただいたことをきっかけに、そこから研修に結びつけるみたいな。ただ、なかなか、私たちのところもそうだけれども、学生も忙しかったりアルバイトしていたりしてなかなか時間が取れないというのが現実ではあるんですけども、そういうふうにして裾野から広げていくということが大事なことかなと思います。

ほかに今の伊藤委員からのお話などについて、あるいはそれ以外のことでも結構ですけれども、ございますか。菅原委員、どうぞ。

菅原 委員

今日、今まで皆様のお話を聞かせていただきまして、私も宮城県患者・家族団体連絡協議会に加盟しております、後縦靭帯骨化症は20年になります。それに伴いまして、ケアカウンセラーとして20年携わってまいりました。基本的にやはりどの病気でも障害でも難病でも、ケアを受けてご相談に乗っていますと、経済的なこととか就労的なこととか、大概同じなんですね。疾患は違っても基本的なものはあまり変わらないんだなと実感しておりますけれども、ちなみに私の後縦靭帯骨化症の発症年齢が平均40歳以上なので、100歳までの方もいらっしゃるわけなんですけれども、ちょうど働き盛りの40代、50代、60代の方のご相談がとても多くて、難病と分かった途端に、内緒にしておくこともできないので会社に報告すると、いやそれは大変なことだねということで直ちに配置転換されてしまったりとか、態度が急に変わってしまうというか。それに対して患者側のほうでは黙って受け入れるしかない、あるいは退職に追い込まれるとか、そういう現状がありました。私の病気に関しては会長以下役員が同行して病気のご説明もできますし、就労もできるし

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

スポーツもできるんですよということをお話ししましょうかというふうにさせてもらつたんですが、いや、そこまでしてもらう必要はないと、話しても無駄だからみたいな患者の方が大変多かったです。やはりご家族を支えながらお仕事をされている方が年齢的にほとんど多かつたので、聞いていて身につまされる思いがしたわけなんですけれども、今後、仙台市さんのほうでも企業研修みたいなものを少しづつ進めていっていただければありがたいかなと思います。大きな企業、小さな企業、そういうことに関係なく、まだまだ障害や難病に関しての理解が足りていないと思います。それは私、20年間ピアカウンセラーをやってきて本当に実感いたしました。

やはりどんな病気でもどんな障害でも、誰もならないという保証は全くないわけなので、いつか自分の身に降りかかるてくるということはどうしてもあるわけなんですね。ですから、私の病気も遺伝を疑われるわけなんですけれども、やはり患者会を立ち上げたときに一番考えたのは、遺伝によって自分の子どもたちにこの病気が遺伝するのではないかというおそれもありましたので、今、幸いみんな仕事をしておりますけれども、今のところ発症しておりませんが、いつか発症したときに今勤めている会社で理解してもらえるのかどうかということが、親とすれば一番不安なところです。心配ばかりしていてもしょうがないので、なるべくそうなったときに患者会があつてみんなで支え合ってやっているんだということで、後縦靭帯骨化症友の会も立ち上げたわけなんですけれども、やはり企業の方たちの研修みたいなものを少しづつ進めていっていただければ大変ありがたいなと思います。将来に希望が持てるかなと思っております。

最初の参加で大変恐縮でございますけれども、以上です。ありがとうございました。

会長 ありがとうございます。

企業への啓発とか支援というのは、はたらポートでやっていますよね、就労支援センターでね。そのあたりの、ただ、難病の患者さんってどうなんでしょうね。何かあまりそのあたりの中身は私もよく分からないんですけども、何か情報はありますでしょうか。

事務局 障害企画課、坂井でございます。

(坂井課長) ご意見ありがとうございます。

現状でございますけれども、はたらポート仙台と、こちらの仙台市と共に催といいますか、そういう形で、企業さん向けのセミナーですね、障害者雇用に関するセミナーを実施しております。その中でも、テーマを設けながら、障害のある方と一緒に仕事をしていくための理解とか、あと仕事の切り出しの仕方とか、そういう部分について企業さんのほうに説明をしたりですか、あと企業さんのほうからの実例を紹介していただくなどして、啓発に努めているという状況でございます。

ただ、その中の現状としては、今のところ企業さん向けの啓発としては、障害者

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

雇用というところの枠の中になっているというところがあろうかと思います。今お話しいただきました難病の方ですと、障害者手帳を取得されると障害者雇用という形で可能性もあると思うんですけれども、そうでない方、難病の方もいらっしゃいますので、そういう方の理解とか啓発というのをどういうふうに進めていくかというのは今後考えていくべきことになるのかなとは、お話を伺いして感じたところでございます。

会長 どうもありがとうございます。

就労に関しては、やはりどうしてもまだ手帳が出てくるので、大分福祉サービスの利用なんかは難病の患者さんもできるようにはなってきているけれども、この部分というのは、今のところまだ、手帳がねというところの今そういう説明もあったかと思うんですけれども、一応、仙台市の就労支援センターで企業向けの活動はしているというところのご説明をいただいて、少しそのあたりもはたらポートのほうともちょっと情報共有して、こういう問題もあるんだよというようなことを少し進めていきたいと思います。

ただ、不当な何か解雇とか不当なそういう問題なんかについては、高橋芳代子委員は何か、弁護士会で相談の窓口みたいなものってありますか。

高橋（芳）委員 仙台弁護士会の弁護士の高橋と申します。

そうですね、こちら、残念なことにという言い方をしてはあれなんですけれども、弁護士会のほうでは、基本的に労働相談というところは、労働一般の労働者の相談窓口という形で、生活保護と労働についての相談窓口という無料でお話を伺いする、状況によっては受任努力義務のある窓口なども設置されておりますので、そちらのほうにご相談いただくという形でつながれれば。障害を持っている方が解雇されてしまうと、これは一般の人でも同じ話にはなりますので、そういうところでの相談につながれば相談を受けるということはできるんですけども、ただ、なかなか知られていない窓口もありますし、障害の方の相談窓口も当然ありますけれども、ちょっとなかなか連携がうまくいかなかったりとかするとというふうなところです。私は労働相談窓口にも入っておりますので、そのあたりはご相談いただければいろいろ手を尽くすというところは頑張りたいと思っているところです。

会長 どうもありがとうございます。

高橋（芳）委員 次のテーマというか、お話をよろしいですか。

会長 はい、どうぞお願いします。

高橋（芳）委員 今、菅原委員のお話を伺いながらいろいろ考えていたところで、この就労支援の

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

制度について、ちょっと私勉強不足で、あまり中身の、制度の内容であるとか、そういうといったプロセスみたいなところとか、今後どういうふうに運用していくのかというところ、あまり理解できていないんだろうなと思いつつ今お話を聞いていて、何かちょっともやもやしていたところというのもあってですね。

心配なところとして考えていたのが、先ほどのまさに不当解雇になったときどうなるだろうというふうなところで、身体の障害の方というのは、明らかに差別だねというのが分かりやすいところではあるというところだと思うんですけども、発達障害的な方は、人間関係がうまくいかないというのが、本人に悪気はなくとも周りに迷惑をかけてしまうみたいなことで、まさに労働相談とか。あと私、破産の手続などをよくやるんですけども、そのときに、やはり障害を持っている方というところで、特に発達障害系の障害をお持ちの方が来ることというのが結構多いんですね。何でかというと、働く先でうまくいかなくて、職業が安定しなくて転々と来てしまうという状況の中で、生活費が足りなくなって借金をしてしまうみたいな、そういう状況がありまして、障害手帳を持っていればこういった就労支援の手続というところで、保護を受けられるんじゃないかなというところで、ステップアップしていったりとかできるとは思うんですけども、働く能力値ですね、知的な部分であるとかは低くないわけで、そういう方たちというのは。ただ、人間関係がうまくいかなくてというお話になると、企業につながった段階になったとき、このときに、作業自体はできるんだけれども、一緒に働いている人たちとの連携がうまくいかないと。そうすると働けなくなってしまって、また辞めてしまうという悪循環に陥ってしまうリスクというのもあるのではないかというちょっと危機感というか、実際そうならないといいと思うんですけども、企業に入った後のケアみたいなところも、想定していらっしゃるようでしたら何の問題もなくて安心なんですけれども、もしそういうところについてあまり検討されていないというところであれば、意識的にやっていただけだとよろしいのではないかなと思いました。

会長 ありがとうございます。
アーチルかな、何かお答えというか、ご意見ありますか。

事務局（薦森所長） 北部発達相談支援センター、薦森でございます。
先ほど委員のほうから、将来を心配される方について、その就労でのいろいろなトラブルだとか、そういうところのお話をいただいたところでした。
こちらのほうにご相談いただいている方については、個別の相談の中で企業側に対して、ご本人のご意向を聞きながら、場合によってはご説明を差し上げるというようなところも行っていますほか、労働のほうで障害理解のところを広めるようなセミナーですね、そちらのほうで講師派遣もさせていただいていて、はっきり診断を受けている方、あるいは受けていないけれども特性をお持ちで生活がしづらい方、そういう方たちのお声とそのときの対応についてということで、お話をさせ

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

ていただいているところでございました。なおいろいろご意見いただきながら進めてまいりたいと思っております。

事務局 障害企画課、坂井でございます。

(坂井課長) 発達障害のある方の働きづらさとか、そういった部分の支援というところで、答えになるかどうかあれなんですけれども、ちょっと参考になる部分としまして、先日、先ほどご紹介しました雇用促進セミナーの中で、「発達障害のある方と働く」というテーマで講義と、そしてあと企業様の実践事例の紹介がありまして、その中で企業の担当の方がお話しされていたところですと、就労移行支援とか就労定着支援という働く方の定着を進める障害福祉サービスがありまして、そちらを利用されている方ですと、企業に就職になった後で、定着支援の職員の方が企業を訪問しまして、その方がよく分かっている方が企業のほうに訪問するという形になりますので、会社の中での働き方の状況などを把握しつつ、企業の担当者の方に、その方に関する配慮事項ですか、そういった部分の情報を共有するなどしながら定着を支援しているわけなんですけれども、企業の担当者様のほうからも、その方の障害についてどう理解してどう関わっていくかという部分については福祉の分野にもなるので、移行支援とか定着支援の就労定着に係る支援を積極的に活用していただけるとありがたいというようなお話が企業の担当の方からもありました。企業の側からすると、そういった支援というものが大事なんだなというところを感じる場面がございましたので、ちょっと紹介させていただきました。

会長 どうもありがとうございます。

小野委員、どうぞ。

小野委員 特定非営利活動法人 S w i t c h の小野です。

今の話の中で、障害者雇用のちゃんと枠に入る方のサポートは結構枠組みがあるので、そのようにしていくほうが数値的にも定着は高いというのもしっかり出ているので、その方向でいいんだと思うんですけれども、やはりそうではないけれどもというグレーの方とか、一般の枠に入り込んでくる、話している人同士が感じる、いろいろな知識のある人が感じる、この方は少し発達がグレーなんじゃないかとか、いろいろ対応が難しいのではないかという方の部分とかも含めて、やはりいろいろ働く上で、難病の方なんかも少しまだしっかり枠組みというところでの保証がない分、そういうことに入ってくると思うんですけれども、1つ、今、国から県に下りていますかね、心のサポーター養成講座というのがあって、私の専門職、精神保健福祉のほうの団体で受託して宮城県ではやっているんですけども、毎回 50 人定員があつという間に埋まって、年4回ぐらいやって、リピーターの人もいるので、なるべく多くできるように、2年目は1回受けた方は駄目というふうにしているんですけども、やはり本当に一般の市民の方がすごく興味を持ってこの講座に申し

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

込んでくるという現象があつて、一緒に働く人たちの理解をやはり促進するというところで言うと、本当に年代も非常に若い方から幅広い年代の方が参加しています。その中には、本当に基本的な知識で、障害のそれぞれのこととか、もちろん発達障害のこととか、難病の方とか、いろいろな困難があるということなんかも含めて、手帳のありなしではないということとかも話はシラバスとしては入ってはきているんですけども、何か機運としてすごく一般市民の方々が機会があれば学びたいとか、県の先ほど出ていたピアスタッフ養成講座も、私と今日欠席している委員の方もファシリテーターで入っているんですけども、あつという間に満員です、受講者の方々は。なので、本当にそういう機会をもっと増やしていくって、もちろん施策的にフォローしなくてはいけないところはサービス等で補完をしていくんですけども、もっともっとこの施策委員会のほうでもとても大事にしている一般市民への市民啓発というところに大きく投入していくても、きっと身近な方々とか、そういう方々はたくさん今知りたい機運が高まっていて、そういう人たちが1人でも自分のフィールドの中で出会う人を見る視点が変えていけるということが一番大事なことなのかなと思っております。以上です。

会長 どうもありがとうございます。
ほかに何かございますか。

佐藤委員 福祉大学の佐藤です。作業療法士をしています。
今日のお話をいろいろ聞いていて、調査の中で量的なものと質的なものということをされていて、1つはさっき言った量の根拠というところで話が出ていたと思うんですが、その根拠が本当にその根拠でいいんだろうかという吟味ももちろん大好きですし、それから、質的な部分ではすごく階層的にうまく組まれているなというふうに伺ったんですが、例えば先ほどの基本方針の5では、緊急時、震災だとか災害時、これは自分も東日本大震災のときに精神科の患者さんなんかの支援にも入ったんですけども、まず薬がなくてどうしようから始まって、本当に呼吸器の問題だとか、いろいろな医学的なケアがすぐ必要なときにどうするかというような、こういった部分ももちろん大切だし、段階的に令和8年度に行くと、生活の問題を見て個別の問題を見てというふうに、ある程度段階的にしっかり階層的に見ているなというところは、すごくいい流れかなとはちょっと感じさせていただきました。

その上で、この情報をどう発信するか、どう活用するかという部分はすごく大切で、例えば本当に障害者理解だということで、学生に例えば自分たちが講義をしたところでなかなか入らないんですけども、この間の24時間テレビでのボランティアでキャップハンディといって、例えば妊婦さんの体験をしたりとか高齢者の体験をするようなことを市民の方にしてもらうようなことをしたんですけども、学生も最初はボランティアのつもりでやっていたのが、本当はこんな大変さがあるんですねとかって、体験を通して学ぶというようなところがあったんですけども、

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

研修会とか、そういう情報の発信もあるし、今、学生の若い人々はSNSを使って情報を得たりとかすると思うんですけれども、そういう部分での情報の整理の仕方、多分この中できちっとしたデータは出てくると思うんですけれども、それが報告書でしまわれてしまうと何にも活用されないので、それをどう発信していくかということも、このデータが完全に集まった8年度以降ですかね、整理していく必要があるんだろうなというのも感じさせていただきました。いかにその貴重な情報を見える化するか、ここが今後の、この先になるかもしれませんけれども、課題になっていくかなと感じたところでした。以上です。

会長 ありがとうございます。

こういうところでの議論とか情報の共有なんかを通して、これからヒアリングとそのまとめと公表などに生かしていくという方向性を今、1つ示していただきました。

その他も含めて、ほかに何かございますか。

よければ、そろそろ時間でもございますので、本日の議事を終了したいと思います。

事務局にお返しいたします。

（4）閉会

事務局 議事進行ありがとうございました。

(内藤係長) 最後に事務的な連絡を申し上げます。

本日の議事録につきましては、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。これに加除修正意見をいただきまして、事務局が修正作業を行い、議事録として決定させていただきます。

また、本日の議事内容や資料につきまして、追加のご意見、ご質問等ございましたら、机上にお配りしておりますご意見票にて、期限が短く恐縮でございますが、10月1日水曜日17時までに事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。

次回の協議会につきましては、3月18日水曜日18時半からで調整を進めております。詳細が決まり次第、追って委員の皆様にはご案内をお送りさせていただきます。

それでは、以上をもちまして令和7年度第2回仙台市障害者施策推進協議会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席、ご議論いただきまして、ありがとうございました。

署名人

金監 サヤカ

